平成２２年（フ）第１８９号
北海道帯広市西20条南２丁目26番４号
破産者　粂井二三一
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎340番地29
破産者　菊地　雅喜
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田181番地２
破産者　鎌田　信明
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５３号
仙台市青葉区中山５丁目８番14号
破産者　勝又　千春
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６６５号
仙台市太白区西の平２丁目22番11号
破産者　鎌田　修一
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
福島県いわき市平上荒川字堀ノ内83　ヴィラ堀ノ内201、住民票上の住所福島県いわき市小川町上小川字松塚20番地の３
破産者　愛川　博士
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３７８号
神奈川県大和市つきみ野２丁目１番地４　ライオンズマンションつきみ野109号
破産者　刑部　快枝（旧姓田中）
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８５号
横浜市神奈川区神大寺２丁目30番16―207号
破産者　村田　　昇
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６３号
石川県白山市部入道町チ21番地１、開始決定時の住所石川県白山市部入道町ロ45番地
破産者　宮岸　信清
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５６４号
石川県白山市部入道町チ21番地１、開始決定時の住所石川県白山市部入道町ロ45番地
破産者　宮岸外喜子
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
金沢市泉が丘１丁目２番53号
破産者　横山　邦子
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８０号
東京都練馬区春日町１丁目17番35―301号、開始決定時の住所金沢市寺中町チ５番地
破産者　近藤　勝則
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５９号
金沢市瓢箪町５番７号、従前の住所金沢市北安江２丁目７番24号
破産者　小紙　　弘
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１０３号
兵庫県加西市別府町甲1782番地の７
破産者　石井　禎之
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１２号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の33
破産者　ヤマニシ酒店こと　山西　敏隆
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第１１６９号
埼玉県川口市飯塚２丁目９番10号　飯塚ハイツ205号
破産者　アハメドシャイン
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７０号
埼玉県新座市北野３丁目21番21号　メゾン路102号室、旧住所埼玉県新座市大和田１丁目８番３号
破産者　小林　貞司
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９１号
さいたま市見沼区大字東新井387番地３　リリィハイムＤ棟201
破産者　遠藤　和美
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
長野県佐久市大沢1071番地
破産者　細萱　剛路
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部